

# 「（仮称）青森市障がい者計画」基本方向

## 1 計画策定の目的

○本計画は障害者基本法第11条第3項の規定により策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、また、「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画として、計画中の施策である「障がい者福祉の充実」を具体化するための計画として策定します。  
○本市の課題と情勢の変化を踏まえ、市における障がいのあるかたに関する施策の総合的かつ効果的な展開の方向を定めることにより、障がいの有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とします。

## 2 計画期間

平成28年度から平成32年度（5年間）  
※後期基本計画と同期間

## 3 現状と課題、計画の基本方向

### 現状

#### 現計画のフォローアップから

障がい者への理解不足

虐待事案の発生

防災意識の高まり不足

発達障がい児等への支援不足

一般就労への移行の停滞

#### アンケート調査・意見交換会から

在宅生活への希望

バリアフリー化の不足

身近な相談窓口の不足

災害時の生活への不安

子どもの教育環境への不安

医療・保健・教育との連携不足

子どもの将来への不安

子どもの居場所の不足

経済的負担の増大

福祉サービス等の情報不足

#### 制度改正

「災害対策基本法」改正

「障害者権利条約」締結

「精神保健福祉法」改正

「障害者差別解消法」制定

「障害者雇用促進法」改正

### 課題

#### ○障がいに対する理解の更なる促進が必要

障害者権利条約の締結や障害者差別解消法の制定など、障がいのあるかたの権利保障の機運が高まる中、外見だけでは分かりづらい障がいのあるかたは理解を得ることが難しいと感じているなど、依然として障がいに対する理解が不足していることから、障がいに対する理解を更に促進する必要があります。  
また、虐待防止意識の高まりがある一方で、虐待が行われているという事実があるということを踏まえ、障がいのあるかたの権利擁護を推進する必要があります。

#### ○地域での生活を支援する体制の充実が必要

在宅での暮らしを続けたいと考えているかたが多いことから、在宅サービスの充実が求められています。  
また、専門的な相談窓口が身近にはない、医療や福祉サービスなど必要な情報が不足していると感じているかたが多いことから、地域における居住支援機能の集約など、地域での生活を包括的に支援する体制を充実する必要があります。

#### ○自立に向けた切れ目のない支援が必要

友人との関係づくり、就労に向けた教育、教職員の理解など、子どもの教育環境への不安や将来への不安を感じていることから、医療・保健・福祉・教育の連携による切れ目のない支援が必要となっています。  
また、一般就労への移行促進のため、障がいのあるかたの状況に配慮した就労支援が求められています。

#### ○障がいのあるかたに配慮したまちづくりが必要

バリアフリー化は、進んでいると感じる人がいる一方、まだ不十分と感じる人もいることから、更にバリアフリー化を推進するなど、障がいのあるかたに配慮したまちづくりが必要となっています。  
また、地震などの災害に対する家庭における意識度が低いことや、避難時や避難所での生活に不安を感じていることから、防災・防犯対策を推進し、緊急時における情報提供・通信体制等の整備が必要となっています。

## 次期計画の基本方向（イメージ）

### ○互いを尊重し支え合う社会の形成

障がいに対する理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消、障がいのあるかたの権利擁護の推進を図ります。

### ○障がい者の地域生活支援の充実

地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、必要な福祉サービスの情報を提供するなど、身近で相談できる体制の充実を図ります。  
また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保を図ります。

### ○障がい者の自立した生活の確保

療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。  
また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進します。

### ○安全・安心な暮らしの確保

障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の推進及び緊急時の情報提供・通信体制の整備を図ります。  
また、障がいの特性に配慮した情報の提供を図ります。